

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 根釧東部森林管理署庁舎空調設備設置工事
- 2 工 事 場 所 北海道標津郡標津町南 2 条西 2 丁目 1 番 16 号
- 3 工 期 契約締結日の翌日から令和 7 年 11 月 28 日(金)まで
- 4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金額 金 円
- 6 調 停 人 選任しない
- 7 前 金 払 金 円
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 北海道 〕建設工事紛争審査会
- 9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
	〔 〕 主任技術者		第 10 条第 1 項第 2 号
	〔 〕 監理技術者		
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
	前金払		第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 5 項
×	部分払	回以内	第 38 条
×	部分払の対象となる工場製品		第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

- 11 特約事項
工事費内訳書、工事仕様書のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業工事請負契約約款（本工事の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住 所) 北海道標津郡標津町南2条西2丁目1番16号

(氏 名) 分任支出負担行為担当官
根釧東部森林管理署長 鷹野 孝司 印

受注者 (住 所)

(氏名) _____ 印

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎 くい	基礎・基礎くいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部 分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・ 内装等	建築設備・内装等 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用(直接工事費)

円(税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施設の名称	所 在 地

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用(直接工事費)

円(税抜き)

(注) 運搬費を含む。

工 事 仕 様 書

1 工事概要

- (1) 工事名 根釧東部森林管理署庁舎空調設備設置工事
- (2) 工事場所 北海道標津郡標津町南2条西2丁目1番16号
- (3) 工事内容 空調設備（エアコン）等4台の設置

2 工事仕様

(1) 共通仕様

内訳書、仕様書、図面に記載されていない事項については、総て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編 令和7年版）」（以下「改標仕」という。）を基本とするほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した仕様書等とする。なお、上記適用基準は入札公告時における最新版とする。

(2) 特記仕様

特記事項に記載の（ ）内表示番号は、改標仕の該当番号又は該当表を表す。

一般 共通 事項	共通事項	・ 工事施工に当たり、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、道路交通法、電気事業法及びその他の関係法令等を遵守すること。 ・ 受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。 ・ この仕様書に明示されていない事項又疑義のある事項については、監督職員と協議の上、決定すること。
	保険等	・ 受注者は、契約約款に基づき雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者の形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 ・ 雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任を持って適正な補償をしなければならない。 ・ 受注者は、「労災保険関係成立」の標識を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。 ・ 受注者は、労働者災害補償保険関係成立の証並びに、建設業退職金共済制度に加入した時には、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後、発注者に提出しなければならない。

一般 共通 事	工事関係図 書	・ 施工に先立ち、施工計画書を作成し、発注者に提出すること。 (1.2.2)
	施工の写真 管理	・ 受注者は当該工事の施工にあたって、各種工事区分・戸別毎に施工前と施工後の写真撮影により管理し、発注者に提出すること。
	材 料	・ 工事に使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出し承諾を受けること。 (1.4.2)
	施工中の執 務環境及び 敷地周辺へ の配慮	・ 当署及び敷地周辺への工事騒音・振動対策に努めること。
	工事用電力 及び用水	・ 受注者の負担とする。
	その他	・ 石綿の有無の事前調査については、発注者において調査済みであるため、契約後に手交等する検査結果により、必要に応じ関係機関への手続きを行うこと。 ・ 施工に当たって、既存設備及び構造物等に損傷を与えないよう注意すること。万が一損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状復帰すること。 ・ 施工に当たって、停電する必要がある場合は当署職員の業務に支障がないよう、監督職員と日程等の調整をすること。
仮 設 工 事	仮設物等の 設置	・ 仮設物等の設置は、関係法令等に基づき行うこと。なお、当署敷地に仮設物等の設置を必要とする場合は、あらかじめ、発注者の承認を得るものとし、これに要する費用は全て受注者の負担とする。
	監督員事務 所	・ 設けない。 (2.4.1)

環境配慮改修工事	当該工事を施工するにあたって	当署の業務に影響が出ないよう、金曜日・土曜日・日曜日・土日前後の祝祭日のうち、連続3日間で施工（仮設、隔離養生、石綿含有建材への穴あけ・封鎖、及び確認・後片付け）完了すること。
	石綿含有建材の調査	石綿含有建材の事前調査報告書 貸与する
	除去工事共通事項	石綿作業主任者 石綿含有建材の除去に当たり、石綿則に基づき、石綿作業主任者を選任する。 なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者とする。 (9.1.2(2))
		除去作業者 石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という）は、石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者とする。 (9.1.2(3))
		施工区画への関係者以外立ち入り禁止 作業場、廃棄物保管場所、資機材置場等、当該工事に直接、又は間接的に関する箇所は、工事関係者以外の立入りを禁止する。 (9.1.2(5))
		- 表示および掲示 (9.1.2(6)) - 保護具等、保護衣及び作業衣 (9.1.2(8)、(9))
	石綿含有建材の除去	- 石綿含有建材の種類 石膏ボード t9.5 AEP 事務室壁・署長室天井に含有（クリソタイル（レベル3）検出）、石膏ボード本体からの検出ではなく、紙材及び塗材から検出されている。） - 石綿含有建材への穴あけは湿潤化した状態で行うこと。
	石綿含有建材の処分	埋め立て処分 (9.1.5(3)エ)
	確認後片付け	(9.1.5(4))による。

工事費内訳書

【工事名】 根釧東部森林管理署庁舎空調設備設置工事

番号	項目名称	材質・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
I	直接工事費						
A	直接仮設工事		1	式			
B	建築工事		1	式			
C	エアコン設置工事		1	式			
D	環境配慮改修工事(アスベスト対策工事)		1	式			
【直接工事費】 合計			1	式			
II	共通費						
【共通仮設費】			1	式			
【現場管理費】			1	式			
【一般管理費】			1	式			
【共通費】 合計			1	式			
【直接工事費・共通費】 合計			1	式			
消費税相当額			10	%			
総 合 計							

工事費内訳書(細目別内訳)

【工事名】根釧東部森林管理署庁舎空調設備設置工事

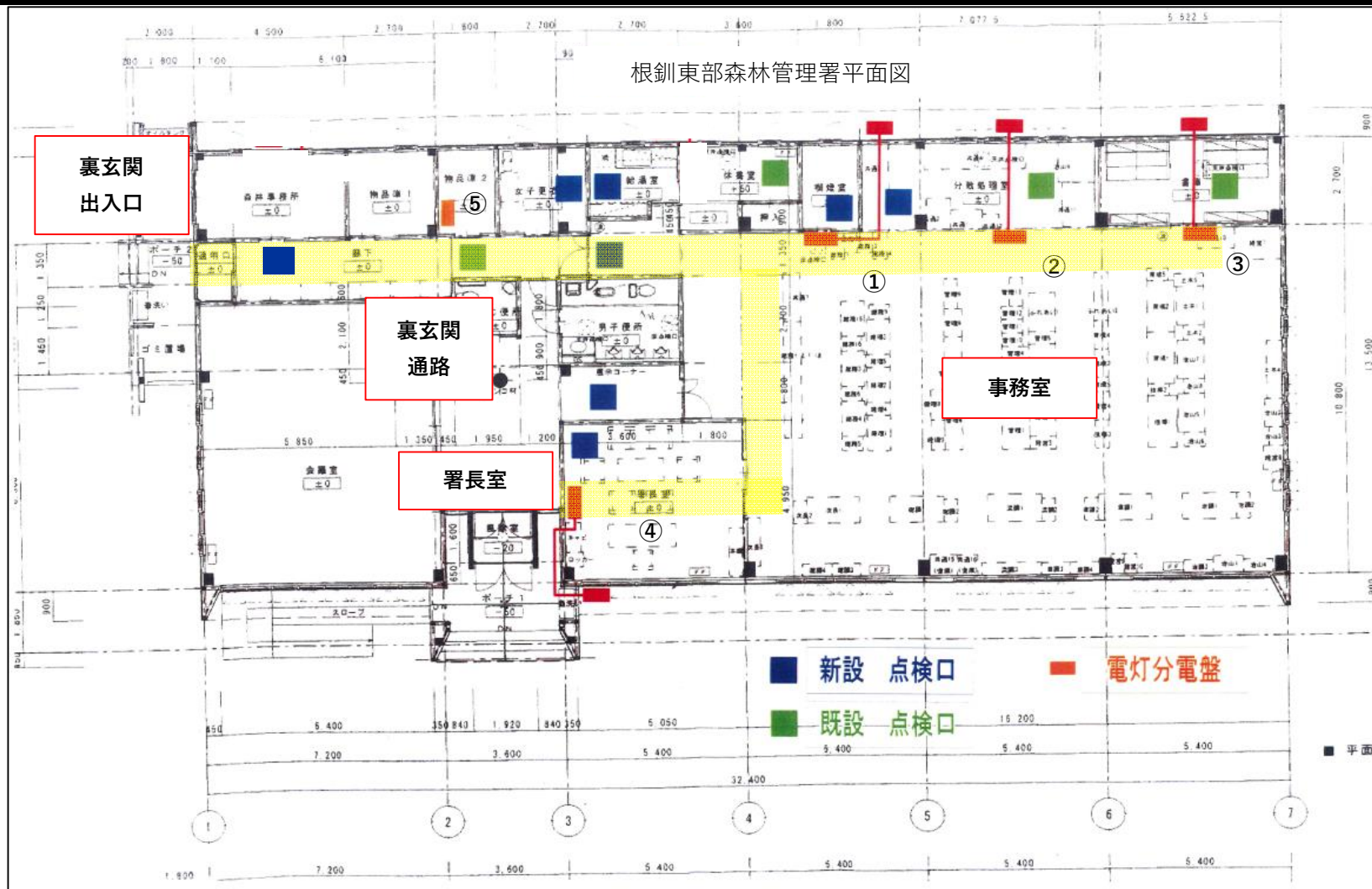
番号	項目名称	材質・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
【直接工事費】							
A	直接仮設工事						
①	内部足場組	脚立程度	5	ヶ所		0	
②	外部足場組	脚立程度	5	ヶ所		0	
③	仮設資材運搬費	脚立足場	1	式		0	
④	部分片付け、清掃		5	ヶ所		0	
⑤	発生材産廃処分費	集積、積込、運搬	1	式		0	
⑥	産廃処分費	混載	0.1	t		0	
小	計					0	
B	建築工事						
①	天井改め口 新設	450＊450 電気配線その他	8	ヶ所		0	
小	計					0	
C	エアコン設置工事						
1	事務室						
①	ルームエアコン29帖用（日立）	RAS－XJ90	3	台		0	
②	風雪ガード	SP-SC-7	3	組		0	
③	壁置金具	SP-KO-16	3	個		0	
④	エアコン配管ダクト	SD-77	5	本		0	
⑤	ウォールコーナー	SW-77	3	個		0	
⑥	冷媒配管(ペア)	2分、4分	20	m		0	
⑦	電線ハイクオリティドレンホース2層	DHQ-14	23	m		0	
⑧	電線	VVF 2.0＊3C	103	m		0	
⑨	エアコン用コンセント	2P15A-20A兼用 ET(200V)	3	組		0	
⑩	雑材、消耗品		1	式		0	
⑪	労務費		1	式		0	
小	計					0	
2	署長室						
①	ルームエアコン20帖用（日立）	RAS－MJ63	1	台		0	
②	風雪ガード	SP-SG-7	1	組		0	
③	平地置台	SP-HO-11	1	個		0	
④	エアコン配管ダクト	SD-77	1	本		0	
⑤	ウォールコーナー	SW-77	1	個		0	
⑥	スリムコーナー	平面90 SK-77	1	個		0	
⑦	スリムコーナー立面90	SC-77	1	個		0	
⑧	冷媒配管(ペア)	2分、3分	8	m		0	
⑨	ハイクオリティドレンホース2層	DHQ-14	2	m		0	
⑩	電線管	VE-224J4	0.5	本		0	
⑪	エアコン用コンセント	2P15A-20A兼用 ET(200V)	1	組		0	
⑫	電線	VVF 2.0＊3C	21	m		0	
⑬	ブラモール	3号 テープ付き	2	本		0	
⑭	ブラモールボックス	1個用 MSB-1W	1	個		0	
⑮	置き石		2	個		0	
⑯	雑材、消耗品		1	式		0	
⑰	労務費		1	式		0	
小	計					0	

D	環境配慮改修工事(アスベスト対策工事)	クリンタイル（レベル3）検出					
①	ブルーシート養生	使い捨てブルーシート3*4	8	枚		0	
②	ブルーシート養生 接着テープ		1	箱		0	
③	ブルーシート養生 施工費	取付、撤去共	1	式		0	
④	養生用内部足場	材工	84.1	m ²		0	
⑤	作業用 保安器材	防護服 5名×3日	15	組		0	
⑥	作業用 保安器材	マスク 5名×3日	15	組		0	
⑦	作業用 保安器材	ゴーグル 5名×3日	15	組		0	
⑧	産廃処理費	集積積込	1	式		0	
⑨	産廃処理費	運搬 釧路市	1	式		0	
⑪	産廃処理費 処分費 釧路	プラスターボードt-12.5	0.01	t		0	
小 計						0	
【エアコン設置工事】工事			1	式		0	
【直接工事費】合計			1	式		0	
II	共通費						
【共通仮設費】			1	式		0	
【現場管理費】		アスベスト監督署提出書類含む。	1	式		0	
【一般管理費】			1	式		0	
【共通費】合計			1	式		0	
【直接工事費・共通費】合計			1	式		0	
消費税相当額			10	%		0	
総 合 計						0	



改修等計画図

根釧東部森林管理署平面図



- エアコン
(屋内)
室外機
(屋外)
- 環境配慮
改修工事
養生範囲

凡例等

庁舎名
住所

根釧東部森林管理署 庁舎
北海道標津郡標津町南2条西2丁目1番16号

現況写真



北海道森林管理局

根釧東部森林管理署

庁舎内観写真

事務室内設置箇所 写真 遠景
(改修等計画図①～③)
日立製ルームエアコン29畳用3台



北海道森林管理局

根釧東部森林管理署

庁舎内観写真

署長室内設置箇所 写真 遠景
(改修等計画図④)
日立製ルームエアコン20畳用1台



北海道森林管理局

根釧東部森林管理署

庁舎内観写真

事務室内設置箇所 写真 近景
(改修等計画図①)
日立製ルームエアコン29畳用3台

現況写真

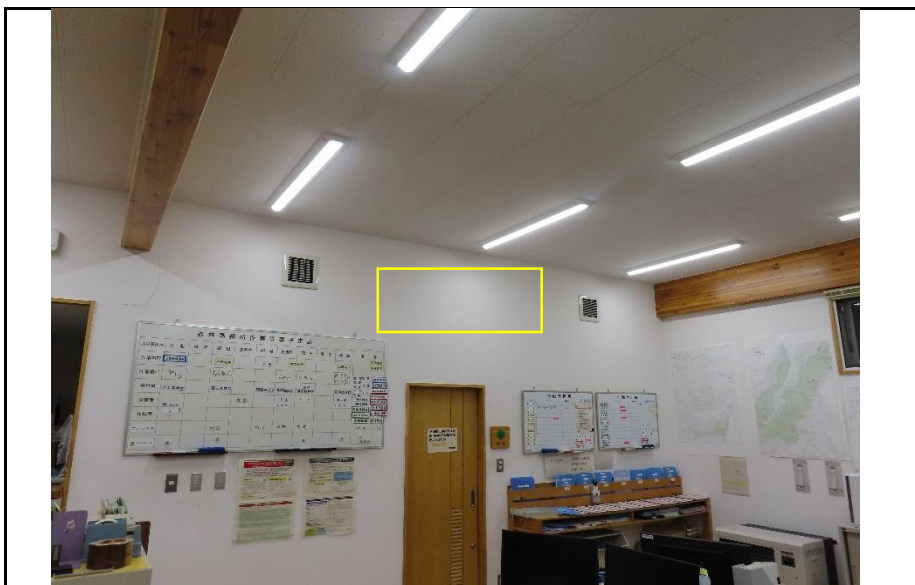


北海道森林管理局

根釧東部森林管理署

庁舎内観写真

事務室内設置箇所 写真 近景
(改修等計画図②)
日立製ルームエアコン29畳用3台



北海道森林管理局

根釧東部森林管理署

庁舎内観写真

事務室内設置箇所 写真 近景
(改修等計画図③)
日立製ルームエアコン29畳用3台



北海道森林管理局

根釧東部森林管理署

庁舎内観写真

署長室内設置箇所 写真 遠景
(改修等計画図④)
日立製ルームエアコン20畳用1台

現況写真



北海道森林管理局

根釧東部森林管理署

庁舎内観写真

分電盤箇所 写真
(改修等計画図⑤)



北海道森林管理局

根釧東部森林管理署

庁舎外観写真

事務室 室外機設置箇所 写真
(改修等計画図①～③)
日立製ルームエアコン29畳用3台



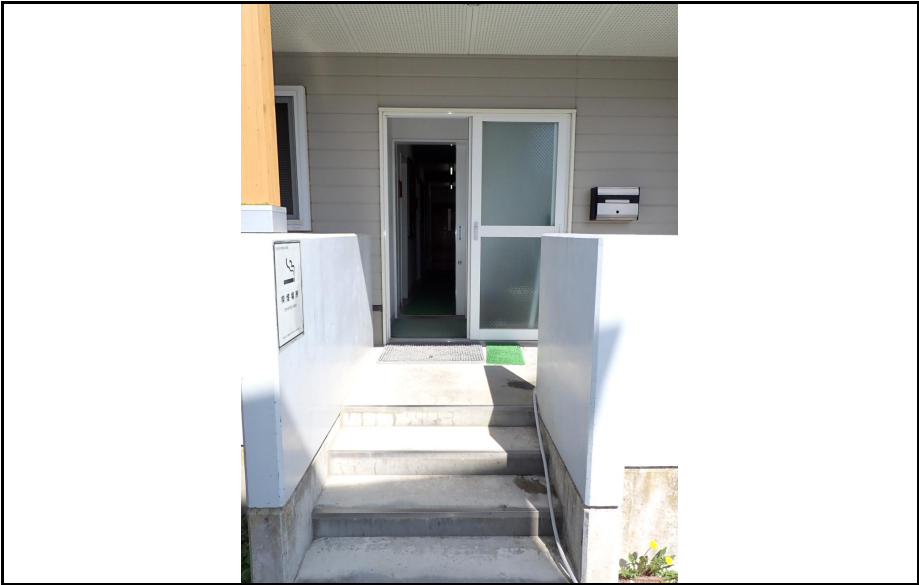
北海道森林管理局

根釧東部森林管理署

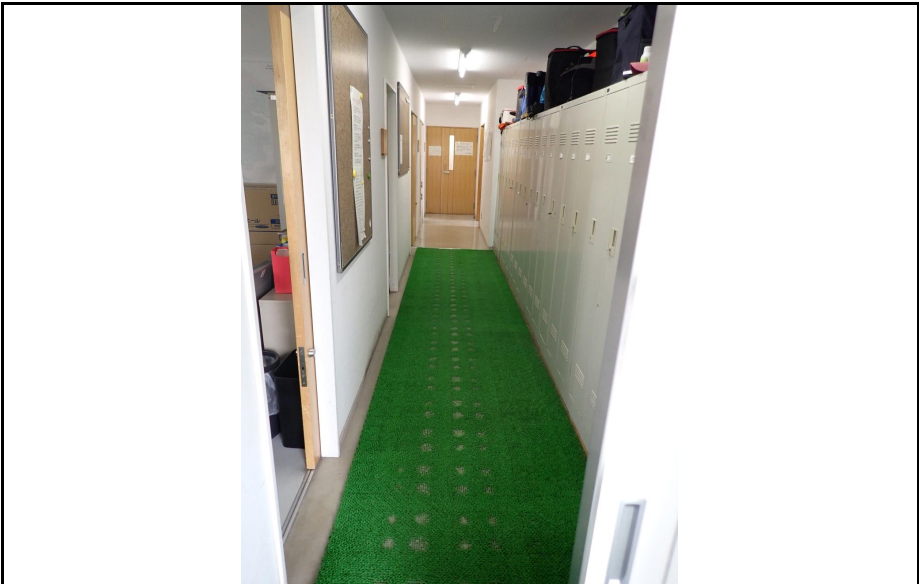
庁舎外観写真

署長室室外機設置箇所 写真
(改修等計画図④)
日立製ルームエアコン20畳用1台

現況写真



北海道森林管理局
根釧東部森林管理署
庁舎外観写真
裏玄関写真 環境配慮改修工事(アスベスト対策) 飛散防止養生の際は、庁舎裏玄関を 出入口とする。



北海道森林管理局
根釧東部森林管理署
庁舎内観写真
裏玄関通路写真(裏玄関側) アスベスト飛散防止のため、通路4面 (底面、側面2面、天井)をブルーシー トにより隔離・養生すること。



北海道森林管理局
根釧東部森林管理署
庁舎内観写真
裏玄関通路写真(事務室側) アスベスト飛散防止のため、通路4面 (底面、側面2面、天井)をブルーシー トにより隔離・養生すること。

現況写真



北海道森林管理局
根釧東部森林管理署
庁舎内観写真
事務室通路写真 アスベスト飛散防止のため、施工箇所・通路4面(底面、側面2面、天井)をブルーシートにより隔離・養生すること。



北海道森林管理局
根釧東部森林管理署
庁舎内観写真
署長室側通路写真 アスベスト飛散防止のため、施工箇所・通路4面(底面、側面2面、天井)をブルーシートにより隔離・養生すること。

